



当事務所における
「外国法事務弁護士による
不当関与の禁止」等遵守のための取り組み

2015年11月26日
外国法事務弁護士制度に係る検討会(第7回)

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

当事務所の紹介

- 平成17年4月 弁護士と外国法事務弁護士との間の外国法共同事業を開始
- 平成25年6月 弁護士法人設立
- 平成25年7月 弁護士法人と外国法事務弁護士との間の外国法共同事業を開始

実務上特に留意している、本検討会の検討課題と 関連する弁護士法・外弁法上の規制

- 外国法事務弁護士がその登録に係る原資格国法以外の法に関する法律事務を行うことの禁止(弁護士法72条)
- 外国法事務弁護士の、権限外法律事務の取扱いについての雇用関係に基づく業務上の命令の禁止等(外弁法49条)(※)
- 外国法共同事業を営む外国法事務弁護士の権限外法律事務の取扱いに関する不当関与の禁止(外弁法49条の2)

(※) 当事務所では弁護士法人設立後は、アソシエイト弁護士の雇用者は弁護士法人となったが、個々の案件遂行上の、パートナーたる外国法事務弁護士とアソシエイトたる弁護士の関係において同条の実質的趣旨はなお妥当するため、その遵守を確保するようにしている。

規制遵守確保のために当事務所が策定・履践する 内部規程

- 外国法事務弁護士の依頼者の案件においては、担当者として、弁護士アソシエイトを入れることに加え、弁護士パートナーを少なくとも1名入れること必須とする。
- 当該案件上、外国法事務弁護士の原資格国法以外の法に関する助言は、弁護士アソシエイトにより検討・準備されたものも含めて全て、当該弁護士パートナーの責任による判断・確認事項とする。
- 外国法事務弁護士が依頼者との間で行う、実質的な助言等の内容を含むメールその他のコミュニケーションにおいては、常に、当該弁護士パートナーをコピー先に含めるものとする。
- 外国法事務弁護士が依頼者に対して自己の原資格国法以外の法に関する助言を伝達する場合、当該弁護士パートナーの承諾を得た旨を必ず明記する。(例: “According to Mr. X, [...]”)

規制遵守確保のために当事務所が策定・履践する 内部規程(続き)

- 当事務所では、前頁で紹介した諸規程の履践により、外国法事務弁護士による不当関与の懸念に効果的に対応している。各案件に入る弁護士パートナーは外国法事務弁護士に対して事務所内で下位の立場に立たないため、実質的にも外形的にも外国法事務弁護士からの不当関与の可能性を排除できている。
- B法人制度が導入された場合でも、個々の法律事務案件の遂行体制において異なるところはない。前頁で紹介したような実務的工夫により、不当関与の懸念への効果的対応は可能と史料。

「B法人の内部的意思決定が外部から見えにくい」 との指摘について

- 組織としての意思決定と個々の案件での法律事務の取扱いとが混同されている。
- 組織としての意思決定に関しては、すでに一方当事者として外国法事務弁護士が参加する外国法共同事業において、共同事業の目的に外国法事務弁護士の原資格国法以外の法に関する事柄を含み得ること、外国法共同事業の内容・事件受任・業務運営等の提携関係に関し当事者の自由意思が制限されないことが、認められていた(※)。

(※)NBL第774号50頁、大場亮太郎・横井朗「改正外国弁護士法の概要(中)－外国法事務弁護士による弁護士との共同経営自由化および弁護士の雇用解禁等」

「B法人の内部的意思決定が外部から見えにくい」 との指摘について(続き)

- 現在我が国で行われている多くの外国法共同事業において、内部的意思決定が不透明で日本法等に関する不当関与の懸念が生じているという指摘がされた実例を、当事務所は不見当。
- B法人においても、この点を別に解すべき必要性はないと思料。
- 重要なのは、個々の案件での法律事務の取扱いにおける不当関与の懸念の排除。これを達成できることは前述のとおり。

当事務所からの要望

B法人制度に限った事柄ではないが...

- 外国法事務弁護士が個別の案件を取り扱うにあたり、具体的に行ってよいこと・行ってはならないことの区別や、行為基準のガイドライン等による明確化を希望。
- 「法律事務」や「不当な関与」の意義が、殊に外国法事務弁護士が個別案件を取り扱う場面では十分に明確ではない。
- 外国法事務弁護士は、日本法に関する助言を行わない(これらは弁護士パートナーが担当する)としても、外国の依頼者等との信頼関係、言語・ビジネスマナー、依頼者のニーズへの理解の観点から、依頼者等とのコミュニケーションの窓口になり、ハイレベルでの案件マネジメントを担当することがある。抽象的な「不当な関与」等の概念がこれを萎縮させ、依頼者への充実したサービス提供の弊害となることのないよう、ガイドライン等による基準の明確化を希望。

当事務所からの要望(続き)

弁護士法人とB法人について:

- 弁護士法人とB法人の間に連続性をもたせ、外国法事務弁護士である社員の加入・脱退の際に、①弁護士法人とB法人の間の相互の移行を容易にし(弁護士法人の弁護士社員の加入・脱退と同様の手続きだけで済むように)、②また法人格の同一性が保たれるようにしてほしい。(新規の別法人設立・事業譲渡又は合併等の手続きを求められると煩雑・複雑になる)
- (上記とも関連するが)弁護士法人とB法人の間に、組織・運営上の制度的な相違を設ける必要性は少ないものと思料。
- そもそも、弁護士法人・B法人の社員の無限責任を有限責任にすることは検討できないか。(無限責任では外国法事務弁護士が社員として参加しづらい。)